

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	児童手当の支給に係る事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大田市は、児童手当の支給に係る事務の特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

児童手当事務ではシステムの保守を外部業者に委託しているが、委託先による情報の不正な利用等への対策として、受託業者との間に「個人情報の保護及び取扱いに関する契約」を締結し、また承諾のない再委託を禁止している。
内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、IDカード、パスワード及び指静脈認証により操作者を限定、追跡調査のため端末やシステムの操作記録を保存し、外部媒体への保存に制限をかけるなどの対策を講じている。

評価実施機関名

大田市長

公表日

令和8年7月13日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	児童手当の支給に係る事務
②事務の概要	児童手当法に基づき、高校生(18歳になって最初の3月31日を迎えるまでの者)以下の児童を養育する者に対し、児童1人につき月額1万円(3歳未満の児童については1万5千円、第3子以降の児童については3万円)を支給している。 大田市は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ・父母指定者の届出の受理・事実の審査 ・受給資格者からの認定の請求の受理 ・認定の請求に係る事実の審査 ・児童手当の額の改定の請求又は届出の受理・事実の審査 ・現況の届出の受理 ・現況の届出に係る事実の審査 ・氏名・住所等の変更の届出の受理・確認 ・受給資格者からの受給事由消滅の届出の受理・事実の審査 ・未支払の児童手当の請求の受理・事実の審査 ・受給資格者への認定その他支給に関する処分についての通知 ・官公署等に対する必要な資料の提供等の求め ・学校給食費等の支払の申出に関する事務
③システムの名称	児童手当システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名

児童手当システムファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) 第9条第1項 別表 項番81 ○番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第44条
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	＜情報照会の根拠＞ 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 項番106, 107 ＜情報提供の根拠＞ 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 項番42, 53, 76, 125, 141, 161

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	こども未来部こども政策課
②所属長の役職名	こども政策課長

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	大田市総務部総務課法令係 〒694-0064 島根県大田市大田町大田口1111 Tel:0854-83-8012
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	大田市子ども未来部子ども政策課 〒694-0064 島根県大田市大田町大田口1111 Tel:0854-83-8107
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	アクセス権限の管理を行っている。	
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	アクセス権限の管理を行っている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月28日	事務概要	(事務を追加)	・学校給食費等の支払の申出に関する事務	事後	省令改正のため 平成29年3月31日(施行29年4月1日)
平成29年7月28日	法律上の根拠	・44-4「児童手当法第26条(同条第2項を除き、同法附則第2条第3項において準用する場合を含む。) の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務」 ・44-5「児童手当法第28条(同法附則第2条第3項において準用する場合を含む。) の資料の提供等の求めに関する事務」 ・44-6「児童手当法施行規則第1条の3の父母指定者の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務」	・44-4「児童手当法第21条第1項若しくは第2項(同法附則第2条第3項において準用する場合を含む。) の費用の支払の申出の受理、その申出に係る事実についての審査又はその申出に対する応答に関する事務」 ・44-5「児童手当法第26条(同条第2項を除き、同法附則第2条第3項において準用する場合を含む。) の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務」 ・44-6「児童手当法第28条(同法附則第2条第3項において準用する場合を含む。) の資料の提供等の求めに関する事務」 ・44-7「児童手当法施行規則第1条の3の父母指定者の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務」	事後	省令改正のため 平成29年3月31日(施行29年4月1日)
平成29年7月28日	評価実施機関における担当部署(所属長)	子育て支援課長 向田健治	子育て支援課長 大野康成	事後	人事異動
令和1年5月20日	評価実施機関における担当部署(所属長)	健康福祉部子育て支援課 子育て支援課長 大野康成	健康福祉部子ども家庭相談室 子ども家庭相談室長	事後	機構改革、人事異動
令和2年11月17日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数、2. 取扱者数	平成27年6月1日 時点	令和2年9月1日 時点	事後	PIA再実施
令和3年7月27日	②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号 【情報提供の根拠】 番号法第19条第7号	【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号 【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号	事後	法令改正のため 令和3年5月19日公布
令和7年12月9日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の概要	児童手当法に基づき、中学生(15歳になって最初の3月31日を迎えるまでの者)以下の児童を養育する者に対し、児童1人につき月額1万円(3歳未満及び第3子以降で小学生以下の児童については1万5千円)を支給している。ただし所得が限度額を超えた場合は特例給付として児童1人につき月額5千円を支給する。	児童手当法に基づき、高校生(18歳になって最初の3月31日を迎えるまでの者)以下の児童を養育する者に対し、児童1人につき月額1万円(3歳未満の児童については1万5千円、第3子以降の児童については3万円)を支給している。	事後	
令和7年12月9日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) 第9条第1項 別表第1 項番56 ○内閣府・総務省令第5号 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第44条各号	○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) 第9条第1項 別表 項番81 ○番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第44	事後	
令和7年12月9日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号 別表第2 項番74、75 【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号 別表第2のうち第3欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第4欄(特定個人情報)に「児童手当関係情報」が含まれる項 項番26、30、87	<情報照会の根拠> 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 項番106、107 <情報提供の根拠> 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 項番42、53、76、125、141、161	事後	
令和7年12月9日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署	健康福祉部子ども家庭相談室 子ども家庭相談室長	健康福祉部こども政策課 こども政策課長	事後	
令和7年12月9日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数	令和2年9月1日 時点	令和7年9月1日 時点	事後	
令和7年12月9日	Ⅳ リスク対策 8. 人手を介在させる作業 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	(なし)	評価書の内容のとおり	事後	
令和8年7月13日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	健康福祉部こども政策課	こども未来部こども政策課	事後	
令和8年7月13日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	大田市健康福祉部こども政策課	大田市こども未来部こども政策課	事後	
令和8年7月13日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数	令和7年9月1日 時点	令和8年6月1日 時点	事後	